

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月、同年3月及び42年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年2月及び同年3月
② 昭和42年1月から同年3月まで

私は、社会保険事務所に申立期間について国民年金保険料の納付記録を照会したところ、納付及び加入の事実が確認できない旨の回答を受けた。

昭和42年4月から勤務しているA病院から、厚生年金保険の適用事業所となるまで、国民年金に加入するよう要請があり、B町役場で加入手続を行い、1年分の国民年金保険料は病院が納付してくれた。

加入手続の時、同役場の担当者から、過去に国民年金保険料の未納分があると言われ、数か月分について、さかのぼって国民年金保険料を納付した記憶があり、納付記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は合計5か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間以外の期間については国民年金保険料を完納しており、国民年金保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

さらに、申立人は、「故郷のB町に帰郷後、昭和42年4月からA病院に勤務していたが、同病院から厚生年金保険の適用事業所となるまで、国民年金に加入するよう要請があり、国民年金の加入手続を行い、1年分(昭和42年度)の国民年金保険料を病院が納付してくれた。」としているなど、加入当時の記憶は鮮明である上、A病院の同僚から、「申立

人は、病院開設（42年4月）当時から勤務しており、厚生年金保険の適用は1年後であったため、自分は国民健康保険に加入していた。」との証言が得られた。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年7月ごろB町から払い出されたと推測され、同町の国民年金被保険者名簿から、申立人が20歳となる41年*月*日にさかのぼって国民年金に加入しており、昭和42年度分の国民年金保険料は43年2月17日に一括納付されている上、A病院は同年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているなど、申立内容の信^{びょう}憑性が高いことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 9 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 9 月から 61 年 3 月まで

私は、社会保険事務所に申立期間について国民年金保険料の納付記録を照会したところ、納付事実が確認できない旨の回答を受けた。

昭和 46 年 7 月から国民年金保険料を納付していたが、申立期間当時は、保険料として月初めに 7,000 円程度を A 銀行 B 支店で納付しており、納付記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 7 か月と短期間である上、申立期間当時において、申立人が国民年金保険料を未納とするような生活環境の変化はうかがえず、昭和 46 年 7 月から長期間にわたり納付してきた国民年金保険料の納付を未納とするのは不自然である。

また、申立人は、国民年金保険料として月初めに 7,000 円程度を A 銀行 B 支店に納付していたとしており、申立期間当時における国民年金保険料の納付状況を鮮明に記憶している。

さらに、申立人が納付したとする国民年金の保険料額は当時の保険料額とほぼ一致する上、納付していたとする金融機関も当時、国民年金保険料の収納業務を行っており、加えて、C 市が保管している昭和 60 年度国民年金収納簿からも申立期間前の期間について月初めに納付していたことが確認できることから、申立内容の信憑性は高いことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から同年 6 月まで

私は、社会保険事務所に申立期間について国民年金保険料の納付記録を照会したところ、未加入及び納付の事実が確認できない旨の回答を受けた。

申立期間について、国民年金手帳に A 市の検認印が押印されており、また、当時の家計簿にも納付している旨の記載があることから、納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A 市の検認印がある国民年金手帳及び国民年金保険料を納付したことを記載した家計簿を所持している。

また、社会保険庁の記録上、申立人は、昭和 36 年 3 月 1 日に国民年金の資格を喪失しているが、申立期間に係る国民年金保険料の検認印は 36 年 6 月 30 日であるなど、事務処理に不合理な点がうかがえる。

申立期間は国民年金の資格喪失後であるが、これが還付された事実が認められないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料相当額を納付し、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、被保険者資格が無いことを理由として、保険料の納付を認めないのは信義則に反することなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から49年12月まで
昭和48年4月から49年12月までの国民年金保険料の納付記録について照会したところ、納付の確認ができなかった旨の回答を得た。国民年金保険料については、毎月、婦人会の集金集会において、夫と夫の母親の分と共に納付していた。夫と夫の母親の同時期の国民年金保険料は納付済みとされているのに、私の分だけが未納とされているのは納得がいかない。申立期間の国民年金保険料を納付したことが確認できる資料等はなく、申立期間当時、集金集会に出席していたのが、私か、夫の母親であったのか明確な記憶は無いが、間違いなく納付しているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以後の国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間において、申立人の夫及びその母親の国民年金保険料はすべて納付済みである。

また、申立期間当時、申立人が居住していた地区において婦人会による集金集会が行われていたことは、同地区内の住人の証言により確認できることから、家族3人の国民年金保険料を納付していたとの申立内容に不自然さはみられない。

さらに、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、連番で払い出されており、同時に国民年金加入手続が行われたものと推測されることから、申立期間において、申立人のみ国民年金保険料検認名簿が作成されず、国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年11月から46年3月まで
② 昭和49年4月から同年12月まで

社会保険庁の記録では、昭和42年11月から46年3月までの期間及び49年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料が未納となっている。私は、国民年金保険料を夫の分と共に集金人に納付していたと思う。当時の国民年金保険料の額や領収書を受け取ったかどうか等についての記憶は無いが、集金人の名前は覚えている。また、49年4月から同年12月までの期間については、夫が納付済みとなっているのに私の分だけ未納となっているのは不自然である。申立期間について、国民年金保険料の納付期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は国民年金の加入手続を行った記憶はあるものの、資格取得手続の時期及び場所並びに申立期間の国民年金保険料額についての具体的な記憶が無い上、申立人及びその夫が名前を記憶しているA地区の集金人（以下、「国民年金協力委員」という。）2名の連絡先は不明であり、申立期間当時の国民年金保険料の納付に関する具体的な状況が確認できず、ほかに申立期間において、申立人の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の年金手帳において、国民年金新規資格取得年月日は、昭和49年1月28日と記載されている上、B社会保険事務所が保管する

国民年金被保険者台帳及びC市が保管する国民年金被保険者名簿にも同様の記載があり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、国民年金の未加入期間である申立期間①において申立人が国民年金協力委員に国民年金保険料を納付していたとは認め難い。

一方、申立期間②については、B社会保険事務所が保管している国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年5月ごろに払い出されていることが推測でき、払出時期において過年度納付が可能な期間であり、C市からは「申立期間②当時、国民年金協力員が国民年金過年度保険料の預かり業務を行っていた。」との証言が得られたことから、申立期間当時、申立人及びその夫の国民年金保険料を国民年金協力委員に納付していたとの申立内容に不自然さはみられない。

さらに、申立期間②前後は納付済みとなっており、これは遡^{そきゅう}及納付したものと推認できる上、申立人の夫の国民年金保険料が納付済みとなっているのに、申立人のみ納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、C市が保管する国民年金被保険者名簿における昭和49年度の検認台紙欄には、12か月分の国民年金保険料額に相当する金額が記載されており、前後の年度に係る同欄の記載状況から、申立期間②の国民年金保険料が納付されていたと推測できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格取得日に係る記録を昭和47年4月20日に訂正し、申立期間のうち、47年4月から同年7月までの標準報酬月額を4万5,000円とし、同年8月から48年7月までの標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から48年8月1日まで

私は、昭和45年2月からC労働組合に専従していたが、47年3月21日に同じ敷地にあったA株式会社B工場に転籍になり、58年8月まで同事業所に勤務した。

社会保険事務所の記録では、私は昭和47年4月20日に組合専従者としての厚生年金保険被保険者資格を喪失したまま48年7月までの16か月間厚生年金保険に加入していないことになっているが、私はその間もA株式会社B工場で勤務しており、厚生年金保険料が給与から控除されていたことも記憶している。

組合専従を解かれた昭和47年3月に続く同年4月からの16か月間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、従業員名簿及び申立期間に勤務していた同僚の証言から、申立人が申立期間においてA株式会社B工場に勤務していたことが確認できる。

また、A株式会社の従業員名簿により、申立期間に申立人が同社に勤務し給与が支払われていたことが推認されるとともに、D厚生年金基金発行

の年金支払開始通知書により、申立期間に申立人が厚生年金基金に加入していたことが確認できる。

さらに、申立人以外の組合専従となっていた複数の同僚については、異動の前後において厚生年金保険の加入記録が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録及び申立人の当時の賃金額が確認できる従業員名簿より、昭和 47 年 4 月から同年 7 月までの標準報酬月額を 4 万 5,000 円、同年 8 月から 48 年 7 月までの標準報酬月額を 5 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主は申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者標準報酬算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所は当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 47 年 4 月から 48 年 7 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

私は、社会保険事務所に申立期間について国民年金保険料の納付記録を照会したところ、納付事実が確認できない旨の回答を受けた。

国民年金には制度発足当初から加入し、国民年金の保険料は集金人に納付していたと記憶している。現在所持している国民年金手帳には、申立期間の納付した旨を示す検認印は無いが、婚姻時の引っ越しで紛失したので再交付してもらったものであり、納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が所持している国民年金手帳は、国民年金印紙検認記録欄の昭和 36 年度から 38 年度までの間は居住地である A 市の検認印は無く、39 年度からは同市の検認印が押されており、申立人は 36 年度から 38 年度までの間は国民年金保険料を納付していなかったことが推測される上、国民年金手帳の再交付時期は昭和 39 年 3 月 13 日と記載されており、38 年度の国民年金印紙検認台紙の割印は 39 年 4 月であることから、少なくとも 39 年 1 月から同年 3 月までの間は検認の押印があるはずであるが、これも見られない。

さらに、申立人は、「国民年金手帳は、昭和 36 年 6 月ごろに婚姻し、夫の居住地(同一市内)へ引っ越しをした時に紛失したので A 市に再交付してもらった。」と主張しているが、当時は国民年金保険料は印紙納

付の時期であり、A市では国民年金手帳を市役所で保管していたことから、申立人の主張は不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月から48年12月まで

社会保険庁の記録では、昭和42年11月から48年12月までの国民年金保険料が未納となっている。私の国民年金の加入手続は妻が行い、国民年金保険料も妻が集金人に納付していたと思う。当時の国民年金保険料の額や領収書を受け取ったかどうか等についての記憶は無いが、集金人の名前は覚えている。申立期間について、国民年金保険料の納付期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の妻が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の妻は、申立人の国民年金の加入手続を行った記憶はあるものの、手続の時期及び場所並びに申立期間の国民年金保険料額についての具体的な記憶が無い上、申立人及びその妻がA市内のB地区及びC地区において国民年金保険料を納付していたと記憶している集金人（以下、「国民年金協力委員」という。）の4名のうち、B地区において納付していたとしている2名は連絡先が不明であり、C地区において納付していたとしている2名については、申立期間以後に国民年金協力委員に委嘱されているため、申立期間当時の国民年金保険料の納付に関する具体的な状況が確認できない。さらに、申立人及びその妻は、A市が保管している国民年金協力員名簿において、申立期間の一部についてB地区及びC地区の国民年金保険料の集金を担当していたと推測される

複数の国民年金協力委員の氏名等に係る記憶は無いとしている上、ほかに申立期間において、申立人の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人が所持する国民年金手帳、D社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳及びA市が保管する国民年金被保険者名簿の住所欄には、いずれも「A市B地区」の記載が無いことから、申立期間の一部について、当該地区において国民年金協力委員に国民年金保険料を納付していたとの申立ては不合理である。

その上、D社会保険事務所が保管している国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年6月8日に払い出されていることが確認できることから、その時点で申立期間の一部は特例納付によるほかは既に時効により国民年金保険料を納付することはできない期間であるが、申立人の妻には特例納付をした記憶は無い上、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年5月、同年6月及び52年4月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年5月及び同年6月
② 昭和52年4月から53年3月まで

私は、20歳になった昭和51年5月ごろ、父親がA町役場で国民年金の加入手続をしたと記憶している。

当時、A町は、区長に諸税集金を委託しており、集金袋に記載された諸税、区費、諸寄付金及び国民年金保険料の金額を班長が毎月集金し、区長が各項目に分けて町役場担当係へ納付する仕組となっていた。

父親は几帳面な人で、毎月、班長に私の国民年金保険料を預けていたはずであり、昭和51年5月、同年6月及び52年4月から53年3月までの期間だけ納付記録が未納となっているのは承服できない。

昭和51年7月から52年3月までの期間は納付記録があるため、同年4月から53年3月までの期間の納付記録が無いのは町役場の入金処理の落ち度としか考えられず、51年5月及び同年6月も同様に町役場担当者が区長に集金の依頼をしていないことや集金の事後処理をしていないことも考えられるので、申立期間の国民年金保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の父親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は申立人の父親が昭和51年5月ごろに国民年金の加入

手続を行ったと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号に係る前後の番号の任意加入者の記録から、申立人の父親は 53 年 8 月ごろに国民年金の加入手続を行い、51 年 5 月にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得したことが推認できる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、A 町国民年金被保険者名簿の昭和 51 年 5 月及び同年 6 月の検認記録欄に「時効、受付 53. 8. 16」と記載があり、摘要欄に「 $1400 \times 9 = 12600$ 」及び「53. 9. 27 納付」と記載があることから、申立人の父親は、53 年 8 月の国民年金加入時点で時効により納付できない 51 年 5 月及び同年 6 月の国民年金保険料を除き、51 年 7 月から 52 年 3 月までの期間の国民年金保険料である 1 万 2,600 円を 53 年 9 月 27 日に納付したと推測される一方、申立期間について A 町と社会保険庁の記録は一致しており、国民年金保険料の納付をうかがわせる事情を見いだすことができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月

平成4年1月ごろ、A市役所で国民年金の加入手続をし、B社会保険事務所の窓口で現金を納付した覚えがある。

申立期間はC市の会社を離職し、A市に帰郷した時であり、B社会保険事務所及びA市役所で何らかの手続をしたことをはっきり覚えている。

何も書類は残っていないが、自分の性格から国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付したはずなので、申立期間の納付記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間について、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が所持する年金手帳は、平成2年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した際に交付されたもので、国民年金資格記録欄によると、国民年金被保険者の資格取得年月日は9年12月29日であり、基礎年金番号導入前に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は未加入期間である。

さらに、申立人は戸籍の附票により平成4年1月17日にC市からA市Dへ住所を移動しているが、年金手帳の住所欄に「A市D」の記載は無く、9年5月以降の居住地である「A市E」と記載されていることから、国民年金の加入手続は9年5月以降に行ったものと推認される。

加えて、申立人はC市の会社を離職した後、申立期間について健康保険の任意継続被保険者資格を取得していないほか、国民健康保険にも加入しておらず、「B社会保険事務所及びA市役所で何らかの手続を行った。」という申立内容を裏付ける事情が見当たらないのに対し、平成9年12月29日にA市の会社を離職した後は、健康保険の任意継続被保険者資格を取得しており、国民年金の加入手続も行っていることから、申立内容と符合しており、申立人はこの時の記憶と錯誤している可能性がうかがえる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 12 月から 56 年 7 月 1 日まで
② 昭和 58 年 10 月 6 日から 63 年 12 月まで

社会保険事務所の記録によると、私の有限会社Aにおける厚生年金保険の記録が、昭和 56 年 7 月 1 日から 58 年 10 月 6 日までの期間しか無いが、私は 48 年 12 月から 63 年 12 月まで同社において継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の加入記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険及び社会保険庁のオンライン記録から、申立人が昭和 56 年 7 月 1 日から 58 年 10 月 5 日まで有限会社Aに勤務していたことは確認できるが、申立期間①及び②の期間については、同社は 63 年 12 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、関係資料は保管されておらず、当時の事業主は既に他界している上、上司の証言からは勤務期間を特定することもできないことから、当該期間における勤務状況等について確認することができない。

また、事業主は、「従業員は全員正社員で社会保険に加入させ、その都度加入手続を行っていた。」と証言しているところ、申立期間と同時期に有限会社Aに勤務していた同僚4人の雇用保険の加入期間が、申立人と同様に厚生年金保険の加入期間と一致しており、同社では当時雇用保険と同時に厚生年金保険へ加入させる取扱いが行われていたことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管する有限会社Aの健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録によると、同社における申立人の健康保険被保険者証が昭和 58 年 12 月 8 日に返納されていることが認められる上、申立人は同年 10 月 5 日にB市において国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月 1 日から 38 年 10 月 18 日まで
昭和 34 年 8 月から平成 9 年 5 月まで、株式会社 A に継続して勤務していた。

昭和 37 年 10 月から 38 年 10 月の間も株式会社 A に勤務し、現場で仕事をしており、間違いなく同社に勤務していたので、厚生年金保険料を控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社 A の職員従業員名簿及び雇用保険の被保険者情報により、申立期間当時、申立人は同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、株式会社 A に係る社会保険庁のオンライン記録による厚生年金保険被保険者の内、30 人を無作為に抽出して厚生年金保険の加入状況を調査したところ、全員が昭和 37 年 10 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることから、同社は、同日に健康保険を政府管掌から B 国民健康保険組合に変更した際、何らかの意図をもって従業員の多くを日雇労働者として扱い厚生年金保険被保険者の資格を喪失させたものと推認できる。

また、株式会社 A には、当時の資料は残っておらず、当時のことを知る者もないとしており、申立てに係る事実を確認できる関連資料、証言を得ることができない。

さらに、申立期間当時、株式会社 A で申立人と同様の業務に従事していた同僚数名は、「健康保険の保険者が昭和 37 年 10 月 1 日に B 国民健康保険組合に変更となった時から、同国民健康保険組合の第二種組合員（日雇労働者が加入するもので、年金は国民年金となる。）であったので、同国民健康保険組合の第一種組合員（事業主や常用労働者が加入し、年金は厚生年金保険

となる。)となるまでの間は、厚生年金保険の被保険者ではなかった。」と述べている上、複数の同僚は、「所持している給料明細では、厚生年金保険料を控除されていない。」と述べていることから、申立人も、同年10月1日から同国民健康保険組合の第二種組合員となり、38年10月18日に同国民健康保険組合の第一種組合員となるまでの間は、厚生年金保険の被保険者ではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月 1 日から 50 年 4 月 1 日まで
昭和 34 年 6 月 1 日から 54 年 10 月 31 日まで、株式会社Aに継続して勤務していた。

昭和 37 年から 38 年までは主にB県の現場で勤務し、38 年から 42 年まではC県及びD県の現場、その後は県内の現場での勤務であった。間違いなく株式会社Aに勤務していたので、厚生年金保険料を控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの職員従業員名簿及び雇用保険の被保険者情報により、申立期間当時、申立人は同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、株式会社Aに係る社会保険庁のオンライン記録による厚生年金保険被保険者の内、30 人を無作為に抽出して厚生年金保険の加入状況を調査したところ、全員が昭和 37 年 10 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることから、同社は、同日に健康保険を政府管掌からE国民健康保険組合に変更した際、何らかの意図をもって従業員の多くを日雇労働者として扱い、厚生年金保険被保険者の資格を喪失させたものと推認できる。

また、株式会社Aには、当時の資料は残っておらず、当時のことを知る者もいないとしており、申立てに係る事実を確認できる関連資料、証言を得ることができない。

さらに、申立期間当時、株式会社Aで申立人と同様の業務に従事していた同僚数名は、「健康保険の保険者が昭和 37 年 10 月 1 日にE国民健康保険組合に変更となった時から、同国民健康保険組合の第二種組合員（日雇労働者が加入するもので、年金は国民年金となる。）であったので、同国民健康保

険組合の第一種組合員（事業主や常用労働者が加入し、年金は厚生年金保険となる。）となるまでの間は、厚生年金保険の被保険者ではなかった。」と述べている上、複数の同僚は、「所持している給料明細では、厚生年金保険料を控除されていない。」と述べていることから、申立人も、同年10月1日から同国民健康保険組合の第二種組合員となり、50年4月1日に同国民健康保険組合の第一種組合員となるまでの間は、厚生年金保険の被保険者ではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。